

令和4年7月27日判決言渡し 同日原本領収 裁判所書記官

令和3年(ネ)第4884号 各補償金請求控訴事件

(原審・東京地方裁判所平成30年(ワ)第31908号、同第37296号、平成31年(ワ)第7204号、令和2年(ワ)第11421号、同第16747号)

口頭弁論の終結の日 令和4年6月1日

判 決

当事者の表示 別紙1当事者目録記載のとおり

主 文

- 1 本件控訴をいずれも棄却する。
- 2 控訴費用は、控訴人らの負担とする。

事 実 及 び 理 由

(略称は原判決の例による。)

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決中、控訴人らに関する部分を取り消す。
- 2 (主位的請求)

被控訴人は、別紙2控訴人一覧の「氏名」欄記載の各控訴人に対し、同一覧の「請求金額」欄記載の各金員及びこれに対する同一覧の「遅延損害金起算日」欄記載の日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

(予備的請求)

別紙2控訴人一覧の「氏名」欄記載の各控訴人と被控訴人の間において、同記載の各控訴人が被控訴人による金融商品取引法79条の56第1項の認定を受けることができる地位にあることを確認する。

第2 事案の概要

1 事案の要旨

被控訴人は、証券取引法(現金商法)に基づいて設立された投資者保護基金である。

控訴人らは、アーツ証券を通じて、同社が取り扱うレセプト債（診療報酬債権等を裏付資産とする社債）を取得し、同社に預託していた。

アーツ証券は、レセプト債を発行した会社（レセプト債発行3社）の資金繰り悪化を受けてレセプト債の新規発行の募集を停止し、金融商品取引業者としての登録を取り消す等の処分を受け、破産手続開始の決定を受けた。

控訴人らは、アーツ証券が分別管理義務（金商法43条の2）に違反し、そのため、控訴人らに対する顧客資産の返還に係る債務の円滑な履行が困難となった（金商法79条の55第1項）と主張した上、主位的に、このような場合、一般顧客は、被控訴人に対し、金商法79条の56第1項に基づいて補償金の支払を請求することができる（同法79条の54に係る認定及び同法79条の55に係る公告はされていないが、そのことは、上記請求の妨げとはならない）と主張して、補償金及びこれに対する訴状送達の日の翌日から支払済みまで民法（平成29年法律第44号による改正前のもの）所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求め、予備的に、控訴人らが金商法79条の56第1項の認定（アーツ証券による円滑な弁済が困難であること（すなわち、補償対象債権であること）の認定）を受けることができる地位にあると主張して、その確認を求めた。

原審は、控訴人らの請求をいずれも棄却したところ、控訴人らが請求の認容を求めて控訴した。

2 当事者の主張等

前提事実、関係法令の定め、前提となる法律関係、争点及びこれに関する当事者の主張は、次のとおり補正するほかは、原判決の「事実及び理由」中の「第2 事案の概要等」の1から5までに記載のとおりであるから、これを引用する。

（原判決の補正）

5頁5行目の「OPT社」を「OPM社」に改める。

第3 当裁判所の判断

当裁判所も、控訴人らの請求はいずれも理由がないと判断する。その理由は、次

のとおりである。なお、事案に鑑み、争点(2)から判断する。

1 争点(2)（金商法79条の54に係る認定及び同法79条の55に係る公告を欠く場合において、被控訴人に対し補償対象債権に係る給付を請求することができるか）について

(1) 投資者保護基金制度の趣旨・目的

投資者保護基金（以下単に「基金」という。）は、会員である金融商品取引業者が顧客資産の返還に係る債務の円滑な履行をすることが困難であるとの認定をした場合に、認定金融商品取引業者の一般顧客の請求に基づいて、一般顧客が認定金融商品取引業者に対して有する顧客資産に係る債権であって認定金融商品取引業者による円滑な弁済が困難であると認められるもの（補償対象債権）につき一定の金額を支払う等の業務を行うことにより投資者の保護を図り、もって証券取引に対する信頼性を維持することを目的として設けられたものである（最高裁判所平成18年7月13日第一小法廷判決・民集60巻6号2336頁参照）。

この制度は、金融システム改革のための関係法律の整備に関する法律（平成10年法律第107号）による証券取引法の改正（平成10年改正）によって分別管理制度と同時に創設された制度であり、その趣旨は、金融商品取引業者等に分別管理義務を課し、固有の財産と顧客から預託を受けた資産との区別を徹底させることにより、上記業者等が経営破綻等によって金融商品取引業を行わないととなった場合に、顧客に対する当該資産の確実かつ円滑な返還を実現することとする一方、このような分別管理制度が上記業者等の義務違反により作動しなかった場合に、これを補完するセーフティーネットとしての役割を果たすものとして、投資者保護基金制度を創設したものである（甲（共）31、32、乙14、15、弁論の全趣旨）。

金商法施行令18条の10は、このような分別管理義務及び投資者保護基金制度が設けられた立法の経緯を踏まえ、金商法79条の56第1項の委任の下、分別管理義務を定める規定による管理の状況に照らして、一般顧客が認定金融商品取引業者に対して有する債権につき完全な弁済ができないと認められる場合に限定して、

補償対象債権の支払を行うこととしている。

(2) 補償対象債権の支払手続

金商法が定める補償対象債権支払の具体的な手続は、次のとおりである。

ア 基金への通知

基金の会員である金融商品取引業者は、金融商品取引業の登録を取り消されたとき、破産手続等の開始の申立てを行ったとき、金融商品取引業の廃止をしたときなどにおいては、直ちにその旨を所属する基金に通知しなければならない（79条の53第1項）。

また、内閣総理大臣は、基金の会員である金融商品取引業者に対し、登録の取消し又は業務の全部若しくは一部の停止の処分をしたとき、裁判所に対して金融機関等の更生手続の特例等に関する法律に基づく破産手続開始の申立てをしたとき等においては、直ちにその旨を財務大臣及び当該金融商品取引業者が所属する基金に通知しなければならない（79条の53第3項から第5項まで）。

イ 弁済困難の認定

基金は、前記アの通知を受けた場合には、原則として、当該通知の対象となる金融商品取引業者（通知金融商品取引業者）につき、顧客資産の返還に係る債務の円滑な履行が困難であるかどうかの認定を遅滞なく行わなければならない（79条の54）。

ウ 認定の公告

前記イにより、顧客資産の返還に係る債務の円滑な履行が困難であるとの認定を行った場合には、基金は、速やかに、79条の56第1項の請求の届出期間、届出場所等を定め、これを公告しなければならない（79条の55第1項）。

エ 補償対象債権の届出と支払

基金は、前記イにより、顧客資産の返還に係る債務の円滑な履行が困難であるとの認定を受けた金融商品取引業者（認定金融商品取引業者）の一般顧客の請求に基づいて、前記公告した日において現に当該一般顧客が当該認定金融商品取引業者に

対して有する債権（当該一般顧客の顧客資産に係るものに限る。）であつて基金が政令で定めるところにより当該認定金融商品取引業者による円滑な弁済が困難であると認めるもの（補償対象債権）につき、内閣府令・財務省令で定めるところにより算出した金額の支払を行う（79条の56第1項）。

基金が一般顧客に対して支払うべき金額の最高限度額は1顧客当たり1000万円であり（79条の57第3項、金融商品取引法施行令18条の12）、基金が一般顧客に補償対象債権の支払をすると、基金は、支払をした金額に応じて補償対象債権を取得し（79条の57第4項）、取得した補償対象債権を、倒産処理手続等を通じて破綻した金融商品取引業者から回収することになる。

(3) 以上のとおり、基金による補償は、金融商品取引業者による分別管理が機能しない場合における補完的な制度であつて、これを請求する手続は金商法が具体的に定めているところ、同法は、通知を受けた金融商品取引業者（通知金融商品取引業者）について、顧客資産の返還に係る債務の円滑な履行が困難であるか否かの認定を基金に委ねており、基金が弁済困難の認定を行った場合には、所定の事項を基金が公告するものとし、補償対象債権も、公告した届出期間内における一般顧客の請求に基づき、当該公告日を基準として、内閣府令・財務省令で定めるところにより基金が算出するものと定めている。そして、金商法上、一般顧客が基金に対して79条の54に係る認定を求めたり、その判断を争つたりする手続は法定されておらず、その認定や公告を経ずして、一般顧客が基金に対して補償対象債権の認定やその支払を求める手続も法定されていない。

これらのことからすれば、一般顧客の基金から支払を受ける地位又は補償に係る請求権は、分別管理制度が機能しない場合における投資者保護の補完という政策的観点から投資者保護基金制度によって創設された私法上の地位ないし権利にすぎず、飽くまで金商法の定める枠組みの中で行使できるにすぎないもの（金商法の規定を離れて実体的に存在する地位ないし権利ではない）というべきであり、かつ、金商法の規定ぶりからして、権利発生の要件を満たすか否かの認定及び判断は専ら

基金に委ねられていると考えられる。したがって、金商法が定める手続を経ずに支払がされることは、法律が全く予定しておらず、金商法79条の54に係る認定及び同法79条の55に係る公告を欠く場合において、一般顧客が基金に対し補償対象債権に係る給付を請求することはできないというほかない。

控訴人らは、上記認定及び公告がなければ補償対象債権の給付を訴訟上請求できないとすれば、司法的救済の道が閉ざされ、投資者保護を目的とする投資者保護基金制度の趣旨に著しく反すると主張するが、前示のとおり、補償対象債権の給付は金融商品取引業者の経営破綻等によって当然に発生する権利ではなく、飽くまで投資者保護基金制度によって同制度の枠内で認められる権利にすぎないことから、不服申立てや救済手段を設けるか否かの点を含め、その制度設計は専ら立法に委ねられているというべきである。したがって、これと前提を異にする控訴人らの主張は採用できない。

(4) 以上に基づいて検討するに、金商法79条の54に係る認定（顧客資産の返還に係る債務の円滑な履行が困難であるとの認定）及び同法79条の55に係る公告が行われていないことは当事者間に争いがない。そうである以上、アーツ証券に分別管理義務違反が認められるか否かにかかわらず、控訴人らは、被控訴人に対し、補償対象債権に係る支払請求権を取得することなく、その支払を請求することはできないし、金商法79条の56第1項の認定（補償対象債権であるとの認定）を受けることができる地位にあるということもできない。

2 以上によれば、その余の点について判断するまでもなく、控訴人らの主位的請求及び予備的請求はいずれも理由がない。

3 争点(1)（アーツ証券に控訴人らの資産に係る分別管理義務違反が認められるか）について

以上のとおり、控訴人らの請求は、争点(1)について判断するまでもなく理由がないが、仮に争点(1)について判断したとしても、控訴人らの請求は理由がない。

その理由は、48頁23行目に「分別管理義務」とあるのを「分別管理義務違反」

と改めるほかは、原判決の「事実及び理由」中の「第3 当裁判所の判断」の1に説示するとおりであるから、これを引用する。

控訴人らは、診療報酬債権という裏付資産が確保されることを前提に投資判断を行ったのであるから、金融商品取引業者は裏付資産である診療報酬債権を確保するために本件資金移動（アーツ証券から本件レセプト債発行会社に対する控訴人らから預託を受けた金銭の払込み）を行う債務を負うとか、裏付資産が確保されないと知りながら本件資金移動を行うことは権限外の行為であってその法的効果は顧客である控訴人らに帰属しない、仮に本件資金移動が権限内の行為と評価されるとしても、顧客に対する詐欺行為の一環としてされたものであるから、権限濫用に当たり、控訴人らに効果が帰属しないなどと主張するが、詰まるところ、正しい情報をもたらされなかつたことによる損害は、説明義務違反等の問題であって、分別管理義務違反の問題ではないというべきである。

第4 結論

以上によれば、控訴人らの請求はいずれも理由がないから棄却すべきであり、これと同旨の原判決は相当であって、本件控訴はいずれも理由がない。

東京高等裁判所第20民事部

裁判長裁判官

村上正敏

村 上 正 敏

裁判官

鈴木拓児

鈴 木 拓 児



裁判官 寺田利彦 

寺 田 利 彦

(別紙1)

当事者目録

控訴人ら

控訴人ら訴訟代理人弁護士
同
同
同

別紙2控訴人一覧記載のとおり

村 松 弘 康
吉 田 克 己
村 松 康 之
水 野 邦 夫

東京都中央区日本橋2丁目11番2号

被控訴人
同代表者理事長
同訴訟代理人弁護士
同
同
同

日本投資者保護基金
大久保 良夫
難波 修一
森口 倫俊
安部 雅正
山本 正

これは正本である。

令和 4 年 7 月 27 日

東京高等裁判所第 20 民事部

裁判所書記官 伊藤 有

